不利益処分の処分基準

処分の内容		助産施設への措置の解除
根拠法令及び条項		児童福祉法第２２条
所管部課係名		こども未来部こども支援課こども家庭相談係
処分基準	関係条項	福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令第９条
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定 （事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することが困難である。）
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）